

国民健康保険・・・保険医療課



マイナちゃん

国民健康保険をやめるときなど下記の理由により異動があるときは、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）と加入者全員分の国民健康保険証または資格確認書とマイナンバーが確認ができるもの（マイナンバーカードなど）をお持ちのうえ、必ず14日以内に届け出をしてください。

	届け出をするとき	届け出に必要なもの
はいるとき	職場の健康保険がない人が大治町へ転入したとき	事前に住民課で転入の手続きをしてください。
	職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の扶養家族からはずれたとき	職場の健康保険をやめた証明書または扶養からはずれた証明書 国民年金の手続きが必要な場合は、年金手帳または基礎年金番号通知書 失業保険受給の場合は、雇用保険受給資格者証
	生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃(停)止決定通知書
	子どもが生まれたとき	事前に住民課で出生の届け出をしてください。
やめるとき	大治町から転出するとき 住所・世帯主・氏名などが変わったとき	事前に住民課で手続きをしてください。 (転出、転居、世帯主変更、氏名変更など)
	職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	職場の健康保険への加入を証明するもの (資格確認書、資格情報のお知らせなど)
	死亡したとき	事前に住民課で死亡の届け出をしてください。

○やめる届け出の際に、世帯主名義の金融機関の口座がわかるものが必要な場合があります。

○やむを得ない事情で届け出が遅れた場合でも、国保に加入する理由が発生した日から加入する手続きを行い、保険税をさかのぼって支払わなければなりません。

○やめる届け出が遅れて国保の被保険者として診察を受けたときは、国保で負担した医療費を、あとで返していただくことになります。

○一定金額以下の所得の場合、申請により国保税が軽減される制度があります。ただし、所得が未申告の方がいる世帯は軽減となりませんので、必ず所得の申告をしてください。

〔出産育児一時金〕

国民健康保険に加入している方が出産したとき、出産費用として、直接、出産一時金が病院へ支払われます。支給額以下の場合は、その差額分を支給します。

支給額：50万円（産科医療補償制度対象の出産でない場合は48万8千円）

〔葬祭費〕

国民健康保険の加入者が死亡したときに、その葬祭を行った人に対して5万円が支給されます。

※令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。マイナ保険証をご利用ください。